

# 【後期高齢者医療制度】 保険料率改定のお知らせ

保険料率は2年ごとに改定を行うこととなっており、平成30年度及び平成31年度の保険料率(被保険者均等割額・所得割率)が決定しました。また、制度の見直しや政令改正により、保険料の上限額や被保険者均等割額・所得割額の軽減を改定しています。

被保険者一人ひとりに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。

## 被保険者均等割額

**52,913円(被保険者全員が等しく負担)**

## 所得割率

**10.34%(被保険者が所得に応じて負担)**

- 保険料の計算方法…被保険者均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算します。

**保険料 = 被保険者均等割額 52,913円 + {(総所得金額等 - 33万円) × 所得割率 10.34%}**

平成30年度から保険料の年額の上限は57万円から62万円になります。

- 保険料の軽減…所得の低い方及び被用者保険(国保・国保組合以外の健康保険)の被扶養者であった方は、平成30年度は次のとおり保険料が軽減されます。

## 被保険者均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

【軽減対象の拡充】 下表「世帯所得額の合計」欄中  
軽減割合5割について 27万円 → 27万5千円  
軽減割合2割について 49万円 → 50万円

| 世帯の所得額の合計                            | 均等割額の軽減割合 |
|--------------------------------------|-----------|
| 33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない(年金収入80万円以下) | 9割        |
| 33万円以下                               | 8.5割      |
| 33万円 + (27万5千円 × 被保険者数) 以下           | 5割        |
| 33万円 + (50万円 × 被保険者数) 以下             | 2割        |

## 被用者保険の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、被用者保険(国保・国保組合以外の健康保険)の被扶養者となっていた方が対象となります。ただし、所得の低い方に対する均等割額の軽減にも該当する方については、いずれか大きい方の額が軽減されます。

【均等割額の軽減割合】 7割軽減 → 5割軽減

| 均等割額 | 所得割額 |
|------|------|
| 5割軽減 | 負担なし |

## 所得割額の軽減廃止

被保険者の基礎控除(33万円)後の総所得金額等に応じて、所得割額が軽減されていましたが、制度の見直しにより平成30年度から廃止されます。

【所得割額の軽減割合】 2割軽減 → 軽減なし

【お問い合わせ先】 役場福祉課 ☎77-3614

## 新規採用職員を 紹介します!



譽田 勇斗  
(福祉課)

生まれ育った美波町で、町民の皆様のお役に立ちたいという初心をいつまでも忘れることなく精一杯頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。



中林可奈子  
(税務課)

美波町で安心・安全に生活できる町づくりに貢献できるよう、努力していきます。よろしくお願いいたします。



住吉紗奈江  
(日和佐こども園)

社会人としての第一歩を、この美波町で迎えられたことを嬉しく思います。笑顔忘れず、一生懸命頑張っていきます。よろしくお願いいたします。

## 副町長選任

3月定例議会において、副町長に磯野晴幸氏(前総務企画課長)が選任されました。



磯野晴幸